

議案第 11 号参考資料 1

利根町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(目的) 第 1 条 (略) (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (5) (略) (適用範囲) 第 3 条 この条例は、次の各号の<u>一</u>に該当する事業を除き、町内<u>300 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満</u>の土地における事業について適用する。 (1) (略) (2) 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成 16 年茨城県規則第 41 号。以下「県規則」という。）第 3 条第 1 項第 1 号から<u>第 7 号</u>に規定する公共的団体が行う事業又は県規則<u>第 4 条若しくは</u>第 5 条に規定す	(目的) 第 1 条 (略) (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (5) (略) <u>(6) 改良土 土（泥土を含む。）にセメント又は石灰等を混合し、化学的安定処理を行い土質改良したものをいう。</u> (適用範囲) 第 3 条 この条例は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する事業を除き、町内<u>5,000 平方メートル未満</u>の土地における事業について適用する。 (1) (略) (2) 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成 16 年茨城県規則第 41 号。以下「県規則」という。）第 3 条第 1 項第 1 号から<u>第 8 号まで</u>に規定する公共的団体が行う事業又は県規則<u>第 5</u>

る事業

(事業主等の責務)

条に規定する事業

(3) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る事業で、規則で定める事業

(4) 国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壤の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力を有する者として町長が認める者が行う事業

(5) 自らの居住又は使用の用に供する建築物の建設を行おうとする者が、改良土を除いた土砂等により、建築確認を受けて行う事業であって、事業区域の面積が1,000平方メートル未満のもの。ただし、1,000平方メートル未満の土地における事業であっても、当該事業区域の隣接する土地において、当該事業を行う日前1年以内に事業が行われ、又は現に行われている場合は、当該事業区域の面積と合算した面積が1,000平方メートル以上となるものは除く。

(町の責務)

第4条 町は、茨城県、その他関係機関と連携して、町の区域内における事業の状況を把握するとともに、事業による災害の防止及び町民の安全と良好な生活環境の確保を図るため、必要な措置を講じなければならない。

(事業主等の責務)

第4条 (略)

2・3 (略)

(事業の許可)

第5条 事業主等は、本町の区域内において事業を施行しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする事業主等は、次に掲げる事項を記載した_____申請書に規則で定める図書を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 町長は、第1項の許可をするに当たり、_____町民の安全と良好な生活環境を確保するため、搬入しようとする土砂等

第5条 (略)

2・3 (略)

4 事業主等は、事業の施行期間中に災害等が発生したときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

5 事業に用いられる土砂等を運搬する者は、土壌汚染が発生するおそれがある土砂等を運搬することがないよう努めなければならない。

(事前協議)

第6条 事業を施行しようとする事業主等は、次条の許可を受ける前に、規則の定めるところにより、あらかじめ当該事業の計画について町長と協議しなければならない。

2 町長は、前項の協議を行ったときは、事業を施行しようとする事業主等に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(事業の許可)

第7条 事業主等は、_____事業を施行しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする事業主等は、次に掲げる事項を記載した事業許可申請書に規則で定める資料を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 町長は、第1項の許可をするに当たり、災害の防止及び町民の安全と良好な生活環境を確保するため、搬入しようとする土砂等

(事業の許可基準)

(1) 事業区域及び周辺地域に洪水等による被害を生じさせない
ような措置が講じられていること。

(2) 土砂等の流出による被害を生じさせないような措置が講じられていること。

(3) 事業施行に係る安全対策及び公害防止等の措置が講じられ
ていること。

(4) その他環境保全に関する措置が講じられていること。

(事業の許可基準)

(1) 事業区域及びその周辺地域における災害の防止及び町民の安全と良好な生活環境を確保するため、粉じん、騒音、振動等による環境の悪化の防止について必要な措置が講じられていること。

(2) 事業区域及びその周辺地域に、いつ水又は土砂等の流出等による被害が生じないよう必要な措置が講じられていること。

(3) 事業に伴う事故を防止するために必要な措置が講じられていること。

(4) 事業に用いる土砂等の有害物質による汚染の状態が、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）で定める基準に適合するものであること。

(5) 事業主等が次のいずれにも該当しないこと。

ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者と
して規則で定めるもの

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受

けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 次のいずれかの事由により、罰金の刑に処され、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの

(ア) この条例その他生活環境の保全を目的とする法令又は条例の規定に違反したこと。

(イ) (ア)に掲げる法令又は条例の規定に基づく処分に違反したこと。

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く）に違反したこと。

(エ) 刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと。

(オ) 暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したこと。

オ 第15条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消されたものが法人である場合においては、当該取消しの処分に係る利根町行政手続条例（平成9年利根町条例第2号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しない者を含

2 前項に規定する基準の技術上の _____ 基準は、規則で定める。
(名義貸しの禁止)

む。)

カ 第12条又は第14条の規定により命令を受け、その命令に係る措置が完了していない者（当該許可を取り消されたものが法人である場合においては、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。）

キ 事業の施行に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ク 利根町暴力団排除条例（平成24年利根町条例第16号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に該当する者

ケ 暴排条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

コ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（その法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。）がアからケまでのいずれかに該当するもの

サ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからケまでのいずれかに該当する者のあるもの

シ 個人で規則で定める使用人のうちにアからケまでのいずれかに該当する者のあるもの

ス 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 前項第1号から第3号までに規定する措置に係る基準は、規則で定める。
(名義貸しの禁止)

第6条の2 第5条第1項及び第8条第1項の規定により許可を受けた事業主等は、自己の名義をもって他人に事業を行わせてはならない。

(事業の開始)

第7条 事業主等は、第5条第1項の規定による許可を受けた事業を開始しようとするときは、事業開始7日前までに町長に届け出なければならない。

(事業内容等の変更)

第8条 第5条第1項の許可を受けた事業主等は、同条第2項に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可については、第5条第3項の規定を準用する。

(監督処分)

第9条 町長は、第5条第1項の規定による許可を受けず、事業を施行している事業主等に対し、当該事業の停止を命じ、又は期限を定め原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(改善勧告)

第10条 町長は、事業主等が許可を受けた事項に違反して事業を施行しているときは、改善

第9条 第7条第1項又は第11条第1項の規定により許可を受けた事業主等は、自己の名義をもって他人に事業を行わせてはならない。

(事業の開始)

第10条 事業主等は、第7条第1項の規定による許可を受けた事業を開始しようとするときは、事業開始7日前までに町長に届け出なければならない。

(事業内容等の変更)

第11条 第7条第1項の許可を受けた事業主等は、同条第2項各号に規定する事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可については、第7条第3項の規定を準用する。

(監督処分)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事業主等に対して、当該事業の停止を命じ、又は期限を定めて原状回復その他の必要な措置を命ずることができる。

(1) 第7条第1項又は前条第1項の規定による許可を受けず事業を施行している者

(2) 第7条第3項又は前条第2項の規定による許可に付した条件に違反している者

(改善勧告)

第13条 町長は、事業主等が許可を受けた事項又は第8条第1項各号に定める許可の基準に違反して事業を施行しているときは、改善

するよう勧告することができる。

(改善命令)

第11条 町長は、事業主等が前条の規定による勧告に従わないときは、 期限を定めて 必要な措置を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第12条 町長は、事業主等が次の各号の に該当するときは、許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、第5条第1項又は第8条第1項の規定による許可を受けたとき。
- (2) 前条の規定による命令に従わないとき。

2 町長は、前項の規定により許可の取消しをしたときは、当該事業主等に対し、期限を定め原状回復その他必要な措置を命ずるものとする。

するよう勧告することができる。

(改善命令)

第14条 町長は、事業主等が前条の規定による勧告に従わないときは、当該事業の停止を命じ、又は期限を定めて原状回復その他の必要な措置を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第15条 町長は、事業主等が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、第7条第1項又は第11条第1項の規定による許可を受けたとき。
- (2) 第7条第3項又は第11条第2項の規定による許可条件に違反したとき。
- (3) 第8条第1項各号に定める許可の基準に違反したとき。
- (4) 第9条の規定に違反したとき。

2 町長は、許可を受けた事業主等が、正当な理由がなく、第7条第1項又は第11条第1項の規定による許可を受けた日から起算して6月以内に当該許可に係る土地の埋立て等に着手せず、又は引き続き6月以上当該許可に係る土地の埋立て等を休止したときは、当該許可を取り消すことができる。

3 町長は、前2項の規定により許可の取消しをしたときは、当該事業主等に対し、期限を定め原状回復その他必要な措置を命ずるものとする。

第13条 削除

(代執行)

第14条 町長は、第9条及び第12条第2項の規定による命令を受けた事業主等が、指定された期限内に命じられた措置を履行しない場合は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら当該事業者等が行うべきことを行い、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を当該事業主等から徴収することができる。

(事業の完了)

第15条 事業主等は、当該事業が完了したときは、速やかに
町長に報告し、確認を受けなければならない。

(報告)

(事業の完了)

第16条 事業主等は、当該事業が完了したときは、完了した日から
14日以内に町長に届出し、確認を受けなければならない。

(地位の承継)

第17条 第7条第1項の許可を受けた事業主等が、当該許可に係る事業の全部を譲り渡し、又は同項の許可を受けた事業主等に相続又は合併若しくは分割（当該許可に係る事業を行う権限を承継される者に限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人、合併により設立した法人若しくは分割により当該事業を行う権限を承継した法人は、当該許可を受けた事業主等の地位を承継する。

2 前項の規定により事業主等の地位を承継した者は、承継の日から7日以内に、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

(報告)

第16条 (略)

(立入検査)

第17条 町長は、_____当該職員をして事業区域に立入り_____, 施設その他物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2・3 (略)

(標識の設置)

第18条 (略)

(違反事実の公表)

第19条 町長は、事業主等が第9条又は第12条第1項の規定による命令に違反したときは、その事実を公表することができる。

(罰則)

第20条 次の各号の_____に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第1項_____の規定による許可を受けなかった者

(2) 第9条又は第12条の規定による命令に違反した者

2 次の各号の_____に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条_____の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第15条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした

第18条 (略)

(立入検査)

第19条 町長は、この条例の施行に必要な限度において当該職員を_____事業区域に立ち入らせ、施設その他物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2・3 (略)

(標識の設置)

第20条 (略)

(違反事実の公表)

第21条 町長は、事業主等が第12条又は第14条_____の規定による命令に違反したときは、その事実を公表することができる。

(罰則)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第1項又は第11条第1項の規定による許可を受けなかった者

(2) 第12条又は第15条の規定による命令に違反した者

(3) 第14条の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条又は第16条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

者

(3) 第16条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第17条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(5) 第18条の規定による標識を設置しない者
(両罰規定)

第21条 (略)

(委任)

第22条 (略)

(2) 第18条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第19条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避し又は質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をした者

(4) 第20条の規定による標識を設置しない者
(両罰規定)

第23条 (略)

(委任)

第24条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に改正前の利根町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の規定による許可を受けた当該事業又は事前説明会が完了している当該事業を行っている事業主等は、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。